

↳ 株式譲渡益非課税特例を受ける場合

Q : 私は、株式譲渡益非課税特例が適用できる株式を保有しています。時機を見て売却しようと思っていますが、注意することはありますか？

A : 源泉徴収口座を選択している場合は、注意が必要です。

【解説】

株式譲渡益非課税特例とは、平成13年11月30日から平成14年12月31日までの期間に購入等をした上場株式等を、平成17年1月1日から平成19年12月31日までの間に証券会社への売委託等により譲渡した場合、その取得対価の額の合計額が1,000万円に達するまでの上場株式等の売却益について、所得税を課さないとする特例です。

この特例は、確定申告を要件とせず、一定の書類を添付した特定上場株式等非課税適用選択書を所轄税務署長に提出した場合に適用されるものですが、特定口座の源泉徴収口座を通じて上場株式等を譲渡した場合には、この特例が適用できませんので注意してください。

源泉徴収口座を選択している人は、必ず、いったん源泉徴収口座から一般口座(簡易申告口座でもよいが申告時にこの特例を受ける分を抜き出す作業をしなければならず面倒くさい)に移してから譲渡しなければならず、源泉徴収口座で徴収された税額を確定申告で取り戻そうとしてもそれはできませんので注意してください。

